

# 広がる「同性婚」の合法化

いわゆる「同性婚」の合法化が欧米を中心に広がっている。2001年のオランダをかわきりに、これまでに同性愛カップルの結婚を法律で認めた国は14カ国。米国では、国全体で同性婚を認めるかどうかの連邦最高裁判判断が近く出る予定だ。

欧米を中心になぜ同性婚が広がるのか。米国のオバマ大統領が今年1月に行った2期目の就任演説の言葉は、同性婚支持派の考え方を端的に示しているので紹介する。

「我々の旅は同性愛者の兄弟姉妹が法の下で平等に扱われるようになるまで終わらない。なぜなら、我々が本当に生まれながらにして平等ならば、互いへの愛も平等でなければならないからだ」

つまり、男女問わず幸福になる権利は平等だから、結婚相手を決める権利も平等であるべきだというのだ。日本人からすると、論理の飛躍とも思える考え方が欧米で広がる背景には、2つのことが考えられる。一つは宗教離れだ。

欧米の人権思想にはキリスト教と深く関わっており、これまでは信仰心とその暴走を防ぐ役割を果たしてきた。そのことは「神の下での平等」を説くキリスト教が本来、同性婚を禁じていることでも分かる。逆に言えば、同性婚容認に傾くのは、信仰の形骸が進んだことが「権利の暴走、につな



私たちは、結婚前は純潔を守り、  
結婚後は貞節を守る  
「Pure Love」運動を提唱しています。

もう一つの要因は、結婚制度の社会的意義が軽視される風潮が強まったことだ。結婚を愛情と権利の問題としてだけ考えるなら、一夫多妻など、あらゆる形態を容認しなければならないが、それを禁じるのは秩序の混乱や、公共の利益の破壊を防ぐためだ。つまり、結婚には、男女の愛情と同じくらい社会的な意義も重要なのだが、当人の愛情と権利偏重の風潮で、その視点が埋没してしまっているのだ。

今後、同性婚の合法化によって、子供の養育問題が浮上するだろう。同性カップルに男女の夫婦と同じ権利が付与されれば、子供を養子にとって育てる権利ばかりか、人工授精による出産や代理母を頼む権利も認めることになるが、それはすなわち子供の人権に関わってくる問題である。愛情や個人の権利だけの観点で捉えて「2人が幸せならそれでよし」とならないのが結婚制度である。

## 同性婚を合法化した国

2001年	オランダ
2003年	ベルギー
2005年	スペイン、カナダ
2006年	南アフリカ
2009年	ノルウェー、スウェーデン
2010年	ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン
2012年	デンマーク
2013年	ウルグアイ（上下院可決済み） ニュージーランド（議会可決済み） フランス（上下院可決済み）

4月25日付毎日新聞夕刊参照

「純潔」は、愛する人への最高のプレゼント

「貞節」は、夫婦の愛と信頼の絆

PureLoveAlliance-Japan Vol.20



Pure Love Alliance - Japan

Pure Love Alliance (PLA) は1995年にアメリカ・ニューヨークで発足。日本では、1998年にPure Love Alliance-Japan (PLA-Japan) を創設し、結婚前は純潔を守り、結婚後は貞節を守る「Pure Love」運動を全国各地で展開しています。